

平成28年12月27日

## 平成28年地方公務員給与実態調査結果等の概要

平成28年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：五月女課長補佐・久保田係長・石川係長

電話：03-5253-5551(直)

FAX：03-5253-5553



# 平成28年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

## 1 ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 平成28年4月1日現在 **99.3** (前年 99.0 +0.3)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

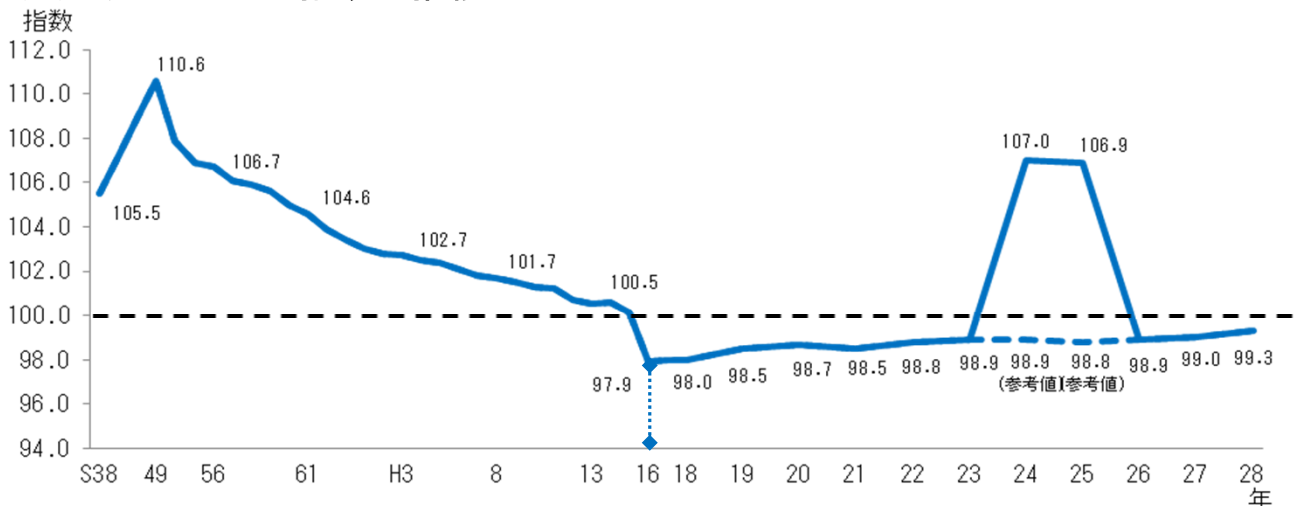
### (1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H27.4.1	H28.4.1	増 減	
				S49→H28	H27→H28
全地方公共団体平均	110.6	99.0	<b>99.3</b>	△ 11.3	0.3
都道府県	111.3	99.7	<b>100.3</b>	△ 11.0	0.6
指定都市	116.1	101.2	<b>100.1</b>	△ 16.0	△ 1.1
市	113.8	98.7	<b>99.1</b>	△ 14.7	0.4
町 村	99.2	95.8	<b>96.3</b>	△ 2.9	0.5
特別区	—	98.2	<b>99.4</b>	—	1.2

### (2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	H28.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	103.6	神奈川県	93.7	鳥取県
指定都市	103.8	静岡市	94.2	大阪市
市区町村	104.1	埼玉県越谷市	76.3	大分県姫島村

### (3) ラスパイレス指数の推移



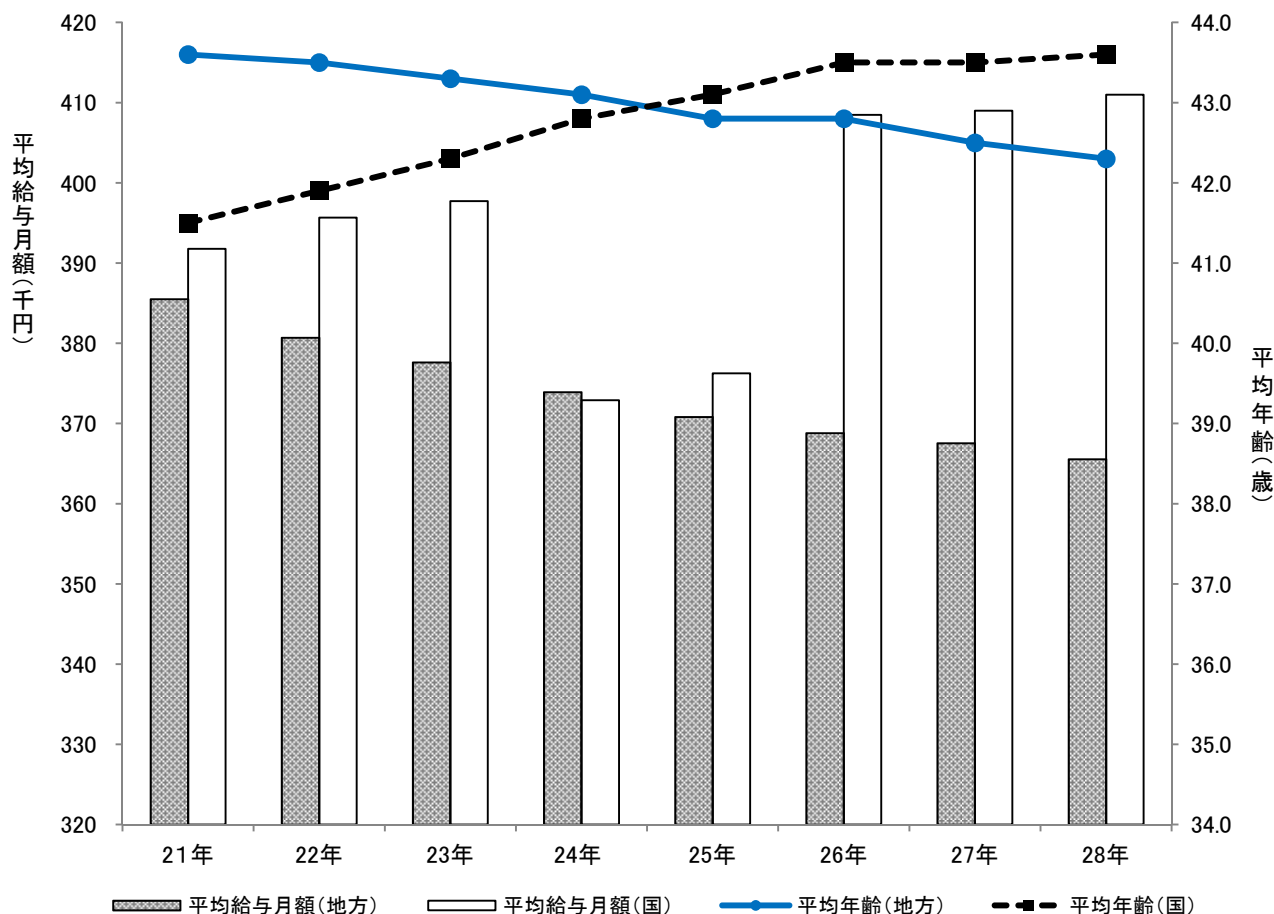
## 2 平均給与月額(全地方公共団体・一般行政職)

(単位:円)

区 分		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
地方	平均給与月額	385,510	380,703	377,625	373,923	370,822	368,817	367,557	365,549
	平均給料月額	340,830	337,049	334,379	331,189	328,842	326,969	325,130	321,689
	諸手当月額	44,680	43,654	43,246	42,734	41,980	41,848	42,427	43,860
国	平均給与月額	391,770	395,666	397,723	372,906	376,257	408,472	408,996	410,984
	平均俸給月額	325,521	325,579	327,205	304,944	307,220	335,000	334,283	331,816
	諸手当月額	66,249	70,087	70,518	67,962	69,037	73,472	74,713	79,168

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



## 3 その他

・地域手当補正後ラスパイレス指数

全地方公共団体平均 99.1  
(ラスパイレス指数との差 Δ0.2)

・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

全地方公共団体平均 98.7  
(ラスパイレス指数との差 Δ0.6)

# 1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数等の状況 .....	P1
(1)	団体区分別の推移	P1
(2)	分布状況の推移	P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	P4
2	平均給与月額 .....	P6
3	特殊勤務手当 .....	P8
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数	P9
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値	P10

平成28年12月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：五月女課長補佐・久保田係長

電話：03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23252)

FAX：03-5253-5553



# 1 ラスパイレス指数等の状況

## (1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)＞

区 分	S 49.4.1	H 8.4.1	H 18.4.1	H 27.4.1	H 28.4.1	増 減	
						S49→H28	H27→H28
全地方公共 団体平均	110.6	101.7	98.0	99.0	99.3	△ 11.3	0.3
都道府県	111.3	103.5	99.2	99.7	100.3	△ 11.0	0.6
指定都市	116.1	104.9	100.2	101.2	100.1	△ 16.0	△ 1.1
市	113.8	102.7	97.4	98.7	99.1	△ 14.7	0.4
町 村	99.2	96.4	93.5	95.8	96.3	△ 2.9	0.5
特別区	-	103.8	101.4	98.2	99.4	-	1.2

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。  
 ※2 S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

## (2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞ (団体数)

区 分	S 49.4.1	H 8.4.1	H 18.4.1	H 27.4.1	H 28.4.1	増 減		
						S49→H28	H27→H28	
110以上	(23.9%) 793	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	△ 793	0	
105以上	(17.3%) 574	(4.0%) 132	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	△ 574	0	
100以上105未満	(18.9%) 628	(26.4%) 873	(9.3%) 175	(16.0%) 286	(19.6%) 350	△ 278	64	
100未満	(39.8%) 1,321	(69.6%) 2,297	(90.7%) 1,715	(84.0%) 1,502	(80.4%) 1,438	117	△ 64	
内 訳	(39.8%) 1,321	95以上 100未満	(40.6%) 1,341	(42.6%) 806	(59.7%) 1,067	(59.0%) 1,055		△ 12
		90以上 95未満	(21.8%) 720	(35.0%) 661	(21.3%) 380	(19.1%) 341	117	△ 39
		90未満	(7.1%) 236	(13.1%) 248	(3.1%) 55	(2.3%) 42		△ 13
合 計	(100.0%) 3,316	(100.0%) 3,302	(100.0%) 1,890	(100.0%) 1,788	(100.0%) 1,788	△ 1,528	0	

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。  
 ※2 S49.4.1及びS49→H28の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H28.4.1現在 (団体数)

区 分	都道府県	指定都市	市	町村	特別区		
110以上	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0		
105以上110未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0		
100以上105未満	(59.6%) 28	(70.0%) 14	(31.4%) 242	(6.5%) 60	(26.1%) 6		
100未満	(40.4%) 19	(30.0%) 6	(68.6%) 528	(93.5%) 868	(73.9%) 17		
内 訳	(38.3%) 18	95以上 100未満	(25.0%) 5	(59.7%) 460	(59.8%) 555	(73.9%) 17	
		90以上 95未満	(2.1%) 1	(5.0%) 1	(8.6%) 66	(29.4%) 273	(0.0%) 0
		90未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.3%) 2	(4.3%) 40	(0.0%) 0
合 計	(100.0%) 47	(100.0%) 20	(100.0%) 770	(100.0%) 928	(100.0%) 23		

(3) 都道府県のラスパイルズ指数の状況<<指数が高い順>>

<第3表 都道府県のラスパイルズ指数>

順位	都道府県名	H28.4.1	H27.4.1	
			指数	順位
1	神奈川県	103.6	104.1	1
2	三重県	102.8	100.9	5
3	静岡県	102.6	102.7	2
4	熊本県	101.8	100.8	8
5	秋田県	101.7	101.4	3
6	東京都	101.6	100.5	18
7	大阪府	101.5	100.7	12
7	福岡県	101.5	100.8	8
9	栃木県	101.4	100.8	8
10	群馬県	101.2	101.2	4
11	福島県	101.1	100.9	5
11	茨城県	101.1	100.7	12
13	山形県	101.0	100.8	8
14	愛知県	100.9	100.9	5
15	山口県	100.8	100.7	12
16	埼玉県	100.7	100.7	12
16	山梨県	100.7	100.6	17
18	千葉県	100.6	100.5	18
18	滋賀県	100.6	100.7	12
18	広島県	100.6	99.8	22
21	京都府	100.5	99.6	27
21	佐賀県	100.5	99.6	27
23	新潟県	100.4	100.1	20
23	石川県	100.4	100.1	20

順位	都道府県名	H28.4.1	H27.4.1	
			指数	順位
23	奈良県	100.4	99.7	24
26	福井県	100.3	99.6	27
26	岡山県	100.3	99.7	24
28	宮城県	100.0	99.7	24
29	大分県	99.7	99.8	22
30	和歌山県	99.6	99.2	30
31	岐阜県	99.5	98.7	34
32	長野県	99.4	98.1	39
33	徳島県	99.3	99.2	30
34	兵庫県	99.2	98.5	36
35	岩手県	98.9	98.6	35
35	沖縄県	98.9	98.9	32
37	愛媛県	98.8	98.9	32
37	高知県	98.8	98.2	38
39	北海道	98.7	95.8	46
40	長崎県	98.5	98.1	39
41	富山県	98.4	98.3	37
42	宮崎県	98.2	97.3	44
43	島根県	98.0	97.6	42
44	青森県	97.9	97.8	41
45	香川県	97.5	97.6	42
46	鹿児島県	96.8	97.0	45
47	鳥取県	93.7	91.8	47

(4) 指定都市のラスパイルズ指数の状況<<指数が高い順>>

<第4表 指定都市のラスパイルズ指数>

順位	指定都市名	H28.4.1	H27.4.1	
			指数	順位
1	静岡市	103.8	103.3	5
2	福岡市	103.7	102.9	6
3	京都市	103.3	102.5	8
4	北九州市	103.2	103.4	3
5	仙台市	103.1	102.1	9
6	さいたま市	102.5	102.8	7
7	岡山市	102.0	101.2	12
8	千葉市	101.3	101.7	10
9	川崎市	101.0	103.8	1
10	熊本市	100.9	100.0	16

順位	指定都市名	H28.4.1	H27.4.1	
			指数	順位
11	神戸市	100.8	101.6	11
12	横浜市	100.7	103.4	3
13	堺市	100.5	99.4	17
14	札幌市	100.0	100.2	14
15	名古屋市	99.8	103.5	2
16	相模原市	99.5	100.1	15
17	浜松市	99.3	98.1	19
18	新潟市	99.2	99.1	18
19	広島市	98.7	100.3	13
20	大阪市	94.2	97.2	20



(5) 中核市(全47市)のラスパイレス指数の状況<<指数が高い順>>

<第5表 中核市(全47市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H28.4.1	H27.4.1	
			指数	順位
1	越谷市	104.1	103.0	1
2	川越市	102.6	102.1	3
3	大津市	102.5	102.5	2
4	高松市	102.1	101.7	6
5	柏市	101.9	101.8	5
6	郡山市	101.8	102.0	4
6	岐阜市	101.8	100.5	17
8	宇都宮市	101.7	101.1	11
9	いわき市	101.6	101.0	12
9	姫路市	101.6	101.7	6
9	倉敷市	101.6	101.5	9
9	下関市	101.6	101.3	10
13	福山市	101.5	100.9	13
14	西宮市	101.4	101.6	8
15	奈良市	101.3	97.6	42
16	富山市	101.1	100.6	15
16	岡崎市	101.1	100.4	19
18	横須賀市	100.8	100.8	14
18	東大阪市	100.8	100.0	24
20	高知市	100.6	100.0	24
20	久留米市	100.6	99.9	27
22	豊田市	100.5	100.3	21
22	宮崎市	100.5	100.5	17
24	和歌山市	100.4	100.0	24

順位	中核市名	H28.4.1	H27.4.1	
			指数	順位
24	鹿児島市	100.4	100.4	19
26	呉市	100.3	100.6	-
27	盛岡市	100.2	99.9	27
27	船橋市	100.2	100.1	22
27	長野市	100.2	99.5	32
27	豊中市	100.2	99.6	31
31	前橋市	100.1	99.2	33
31	大分市	100.1	100.6	15
33	高崎市	99.9	100.1	22
34	松山市	99.7	99.8	30
34	佐世保市	99.7	99.8	-
36	秋田市	99.6	98.9	34
36	枚方市	99.6	99.9	27
36	尼崎市	99.6	97.2	43
39	金沢市	99.4	98.8	36
40	青森市	98.9	98.3	38
41	高槻市	98.8	98.3	38
41	長崎市	98.8	98.6	37
43	旭川市	98.7	98.9	34
43	豊橋市	98.7	95.4	45
45	八王子市	98.4	97.8	40
46	那覇市	97.9	97.7	41
47	函館市	97.7	97.2	43

※呉市、佐世保市は、平成28年4月1日に中核市に移行した。

(6) 市区町村(指定都市及び中核市を除く全1,674団体)のラスパイルス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイルス指数上位50団体及び下位50団体>

(上位団体)

順位	市区町村名		H28.4.1	H27.4.1	
				指数	順位
1	京都府	大山崎町	103.9	103.6	6
2	京都府	宇治市	103.7	104.6	2
3	東京都	武蔵野市	103.6	104.0	3
4	千葉県	市川市	103.5	103.8	4
4	千葉県	松戸市	103.5	102.8	11
6	神奈川県	葉山町	103.4	102.1	27
6	静岡県	熱海市	103.4	103.4	8
8	埼玉県	上尾市	103.3	102.2	22
8	長崎県	時津町	103.3	102.1	27
10	埼玉県	川口市	103.2	102.6	15
11	福島県	天栄村	103.1	101.3	74
11	静岡県	御殿場市	103.1	102.1	27
13	島根県	隠岐の島町	102.9	101.8	41
14	愛知県	尾張旭市	102.8	101.1	88
15	埼玉県	入間市	102.6	102.1	27
15	千葉県	八千代市	102.6	101.7	48
15	神奈川県	綾瀬市	102.6	101.8	41
15	静岡県	袋井市	102.6	101.7	48
15	京都府	城陽市	102.6	101.8	41
15	兵庫県	芦屋市	102.6	104.7	1
21	福島県	福島市	102.4	101.8	41
21	千葉県	東金市	102.4	101.4	66
21	東京都	福生市	102.4	103.7	5
21	東京都	稲城市	102.4	101.3	74
21	神奈川県	海老名市	102.4	101.5	59
21	静岡県	三島市	102.4	102.2	22
21	三重県	四日市市	102.4	103.1	9

順位	市区町村名		H28.4.1	H27.4.1	
				指数	順位
21	広島県	竹原市	102.4	103.1	9
29	栃木県	芳賀町	102.3	101.5	59
29	埼玉県	吉見町	102.3	100.9	111
29	神奈川県	藤沢市	102.3	102.2	22
29	静岡県	富士市	102.3	102.2	22
29	静岡県	藤枝市	102.3	101.2	82
29	愛知県	豊川市	102.3	102.0	33
35	埼玉県	蕨市	102.2	102.3	20
35	埼玉県	桶川市	102.2	101.4	66
35	富山県	高岡市	102.2	101.0	101
35	滋賀県	守山市	102.2	100.9	111
35	京都府	舞鶴市	102.2	102.4	18
35	京都府	向日市	102.2	100.3	177
35	福岡県	行橋市	102.2	101.6	53
35	大分県	由布市	102.2	101.1	88
43	茨城県	東海村	102.1	101.4	66
43	埼玉県	熊谷市	102.1	102.6	15
43	神奈川県	平塚市	102.1	101.5	59
43	兵庫県	川西市	102.1	100.8	125
43	福岡県	小郡市	102.1	101.9	36
43	福岡県	朝倉市	102.1	101.1	88
49	福島県	須賀川市	102.0	100.2	186
49	神奈川県	寒川町	102.0	100.5	157
49	静岡県	沼津市	102.0	101.5	59
49	大阪府	富田林市	102.0	101.6	53
49	大分県	中津市	102.0	101.6	53
49	大分県	宇佐市	102.0	101.2	82

## (下位団体)

順位	市区町村名		H28.4.1	H27.4.1	
				指数	順位
1	大分県	姫島村	76.3	75.7	1
2	東京都	青ヶ島村	77.8	82.9	7
3	北海道	夕張市	80.8	79.4	4
4	沖縄県	多良間村	81.3	77.7	2
5	沖縄県	与那国町	82.6	82.2	5
6	新潟県	粟島浦村	82.7	79.2	3
7	鹿児島県	与論町	84.2	85.9	13
8	福井県	池田町	85.6	84.1	8
9	沖縄県	伊平屋村	86.2	87.9	24
10	東京都	御蔵島村	86.6	89.4	41
10	鹿児島県	伊仙町	86.6	85.4	11
12	鹿児島県	徳之島町	86.8	87.1	16
13	愛媛県	上島町	87.0	86.5	14
14	秋田県	八郎潟町	87.3	85.2	9
15	埼玉県	皆野町	87.6	87.4	18
16	京都府	笠置町	87.9	85.8	12
17	沖縄県	東村	88.0	88.3	28
18	石川県	穴水町	88.1	87.6	21
19	愛媛県	愛南町	88.3	88.1	26
20	東京都	三宅村	88.4	86.9	15
21	奈良県	天川村	88.6	87.8	23
22	長野県	泰阜村	88.7	89.8	50
22	沖縄県	座間味村	88.7	89.0	37
22	沖縄県	渡名喜村	88.7	85.3	10
25	青森県	黒石市	88.8	87.9	24

順位	市区町村名		H28.4.1	H27.4.1	
				指数	順位
26	奈良県	下北山村	88.9	88.3	28
26	和歌山県	高野町	88.9	88.2	27
28	石川県	宝達志水町	89.0	87.7	22
29	長野県	南相木村	89.2	88.3	28
30	青森県	大鰐町	89.3	82.8	6
30	石川県	中能登町	89.3	87.2	17
30	愛媛県	伊方町	89.3	88.7	36
30	沖縄県	南大東村	89.3	89.1	38
34	愛知県	東栄町	89.4	89.9	54
34	沖縄県	粟国村	89.4	87.4	18
36	群馬県	上野村	89.5	88.6	35
36	東京都	大島町	89.5	89.8	50
38	岡山県	新庄村	89.6	92.0	137
39	宮城県	亘理町	89.7	89.8	50
40	岐阜県	安八町	89.8	88.4	32
41	福島県	葛尾村	89.9	94.5	382
41	奈良県	上牧町	89.9	90.1	61
43	山梨県	小菅村	90.0	91.7	116
43	高知県	大豊町	90.0	90.0	56
45	東京都	八丈町	90.1	87.4	18
45	長野県	北相木村	90.1	89.5	43
47	長野県	天龍村	90.2	92.9	217
47	岐阜県	白川町	90.2	90.4	66
47	奈良県	野迫川村	90.2	95.2	461
47	愛媛県	久万高原町	90.2	90.0	56

## 2 平均給与月額

＜第7表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)＞

(単位:歳・円)

職種区分	年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	国家公務員			
							平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	H28	42.1	332,609	86,642	419,251	376,031	43.3	341,323	417,394	
	H27	42.3	335,120	85,930	421,050	376,959	43.3	344,410	416,455	
主な内訳	一般行政職	H28	42.3	321,689	85,458	407,147	365,549	43.6	331,816	410,984
		H27	42.5	325,130	87,508	412,638	367,557	43.5	334,283	408,996
	技能労務職	H28	49.6	318,209	64,788	382,997	358,060	50.4	287,447	329,358
		H27	49.2	320,291	62,490	382,781	358,186	50.2	289,141	328,318
	高等学校教育職	H28	44.8	379,511	64,007	443,518	419,176	—	—	—
		H27	44.8	381,765	62,609	444,374	419,995	—	—	—
	小・中学校教育職	H28	43.1	362,806	56,702	419,508	402,206	—	—	—
		H27	43.3	365,146	54,952	420,098	402,985	—	—	—
	警察職	H28	38.5	320,757	138,846	459,603	368,050	41.3	315,764	371,411
		H27	38.6	321,121	137,673	458,794	366,870	41.2	317,165	369,393

※ 1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。  
(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

3 「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

4 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

5 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

<第8表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H28)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体	42.3	321,689	85,458	407,147	365,549
都道府県	43.2	330,689	88,063	418,752	372,775
指定都市	41.8	322,674	120,409	443,083	383,764
市	42.0	319,394	79,750	399,144	360,325
町村	41.6	305,879	49,414	355,293	333,669
特別区	41.8	312,081	121,657	433,738	392,488
国	43.6	331,816	—	—	410,984

※ 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第7表に同じ。

### 3 特殊勤務手当

<第9表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H18		H27		H28		H27 → H28		H18 → H28	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 15,277	(円) 5,093	(百万円) 16,029	(円) 5,850	(百万円) 16,139	(円) 5,892	(百万円) 109	(円) 42	(百万円) 861	(円) 799
都道府県	6,389	3,995	7,371	4,908	7,540	5,018	169	110	1,151	1,023
指定都市	1,414	5,888	1,040	4,425	1,014	4,325	△ 26	△ 100	△ 400	△ 1,563
市	5,389	6,615	5,375	7,632	5,310	7,567	△ 65	△ 65	△ 79	952
町 村	598	3,432	551	3,998	516	3,747	△ 35	△ 251	△ 82	315
特別区	127	1,839	53	868	49	806	△ 4	△ 62	△ 78	△ 1,033

<第10表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H18		H27		H28		H27→H28	H18→H28
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 2,999,613	(円) 5,093	(人) 2,740,082	(円) 5,850	(人) 2,739,041	(円) 5,892	(円) 42	(円) 799
一般行政職	920,405	652	836,274	453	840,315	392	△ 61	△ 260
医師・歯科医師職	18,991	184,851	11,137	228,563	10,748	234,994	6,431	50,143
看護・保健職	134,157	14,510	88,944	12,707	87,564	12,546	△ 161	△ 1,964
消防職	154,810	6,932	158,412	5,856	159,195	5,975	119	△ 957
高等学校教育職	249,032	2,421	241,991	5,669	242,661	5,962	293	3,541
小・中学校 教 育 職	618,537	1,681	600,077	3,429	598,451	3,801	372	2,120
警察職	248,834	10,169	258,076	8,628	259,158	8,200	△ 428	△ 1,969

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出動手当(緊急の業務のため出動した場合)など
高等学校教育職 小・中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

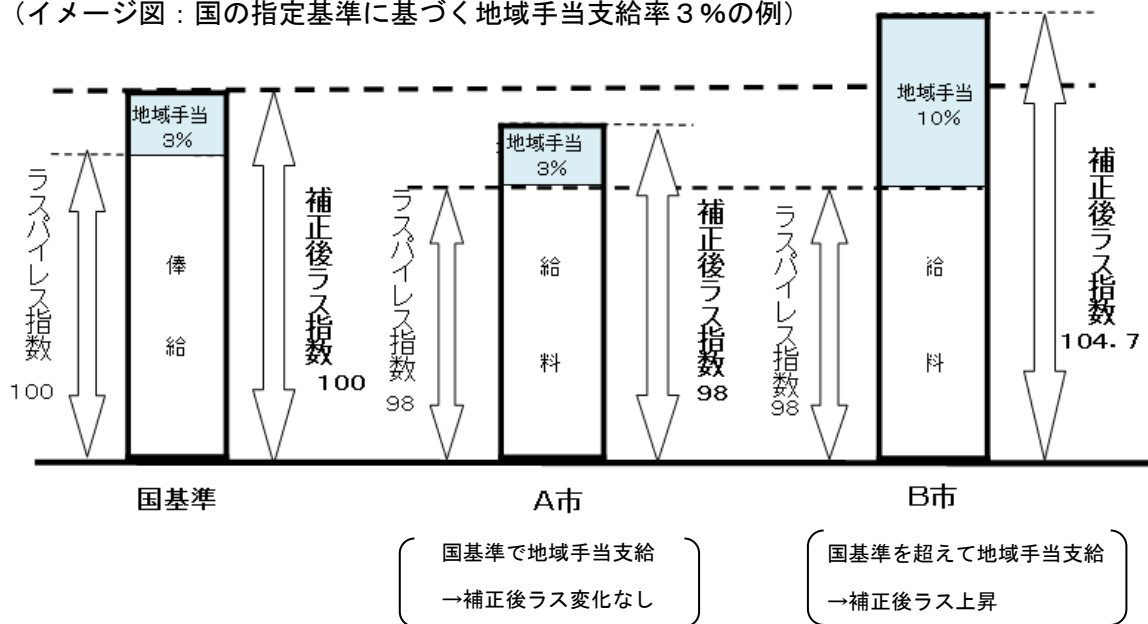
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \frac{\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率})}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

(イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例)



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区 分	ラスパイレス指数	地域手当補正後 ラスパイレス指数	差 引 B - A
	A		
全地方公共団体	99.3	99.1	△ 0.2
都道府県	100.3	99.7	△ 0.6
指定都市	100.1	100.0	△ 0.1
市	99.1	99.1	0.0
町村	96.3	96.5	0.2
特別区	99.4	99.4	0.0

## [参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

### 1 指定職俸給表が適用される範囲

#### 人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）（抄）

（指定職俸給表の適用範囲）

第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

- 一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
- 二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官
- 三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、金融国際審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
- 四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
- 五 気象大学校長及び海上保安大学校長
- 六 経済社会総合研究所長
- 七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
- 八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
- 九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数（平成28年4月1日現在） 898人  
 （行政職俸給表（一）適用職員数（ " ） 140,786人）

### 2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

＜試算方法＞

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記898人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「平成28年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

平成28年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた 場合の試算値 B	差 引 B - A
全地方公共団体	99.3	98.7	△ 0.6
都 道 府 県	100.3	99.7	△ 0.6
指 定 都 市	100.1	99.6	△ 0.5
市	99.1	98.6	△ 0.5
町 村	96.3	95.7	△ 0.6
特 別 区	99.4	98.8	△ 0.6



## 2 他の給与関連調査結果

### <参考1>

給与制度・運用の適正化状況 ..... P1

### <参考2>

地方公務員給与の「わたり」の状況について ..... P2

### <参考3>

地方公務員の地域手当について ..... P5

### <参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について ..... P6

### <参考5>

技能労務職員の給与について ..... P8

平成28年12月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：五月女課長補佐・石川係長

電話：03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23248)



<参考1>

## 給与制度・運用の適正化状況

平成27年度中において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ76団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ155団体であった。

○ 平成27年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	初任給基準 の 是 正	わたり の適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	0	0	0	0
指定都市	1	0	3	0	4
市 区	5	17	15	4	41
町 村	1	4	14	12	31
計	7	21	32	16	76

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A)+(B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	3	0	0	3	6	6
指定都市	2	2	0	1	5	9
市 区	31	30	23	13	97	138
町 村	18	13	16	0	47	78
計	54	45	39	17	155	231

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

## 地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
  - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項  
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

### 「わたり」の制度のある団体（平成28年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 16団体（0.9%）

〔対前年度比：▲21団体〕

（単位：団体）

区 分	平成28年 4月1日時点	平成27年 4月1日時点	H28-H27	(参考) 平成21年 4月1日時点
全 団 体	16/1,788 (0.9%)	37/1,788 (2.1%)	▲21団体	221/1,847 (12.0%)
都道府県	0/47 (0.0%)	0/47 (0.0%)	増減なし	3/47 (6.4%)
指定都市	0/20 (0.0%)	0/20 (0.0%)	増減なし	1/18 (5.6%)
市	14/770 (1.8%)	31/770 (4.0%)	▲17団体	127/765 (16.6%)
町 村	2/928 (0.2%)	6/928 (0.6%)	▲4団体	90/994 (9.1%)
特別区	0/23 (0.0%)	0/23 (0.0%)	増減なし	0/23 (0.0%)

※ 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

<参考2—②>

○ 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

平成28年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	3	24	苫小牧市、東神楽町、音威子府村	▲ 3	▲ 40
埼玉県	1	25	川越市	0	▲ 17
長野県	0	0		▲ 4	▲ 392
岐阜県	0	0		▲ 1	▲ 1
静岡県	0	0		▲ 1	▲ 29
三重県	0	0		▲ 1	▲ 1
大阪府	6	1,402	池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、摂津市、泉南市	▲ 4	▲ 447
奈良県	2	563	奈良市、生駒市	▲ 1	▲ 68
広島県	1	283	三次市	0	▲ 9
香川県	0	0		▲ 1	▲ 14
大分県	1	9	由布市	▲ 3	▲ 323
宮崎県	2	21	日向市、えびの市	▲ 1	▲ 181
沖縄県	0	0		▲ 1	▲ 4
合計	16	2,327		▲ 21	▲ 1,526

<参考2-③>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成28年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県
---

2 指定都市

浜松市、熊本市
---------

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	旭川市、室蘭市、帯広市、登別市、石狩市、松前町、木古内町、七飯町、新十津川町、鷹栖町、芽室町
青森県	弘前市、黒石市
岩手県	釜石市
秋田県	秋田市
山形県	鶴岡市、上山市、南陽市、大江町
福島県	郡山市
栃木県	真岡市
千葉県	大多喜町
東京都	武蔵野市、小平市、日野市、東久留米市
神奈川県	横須賀市、小田原市
新潟県	上越市
長野県	長野市、伊那市
静岡県	熱海市、伊東市
大阪府	岸和田市、池田市、吹田市、和泉市、四條畷市、熊取町
奈良県	大和郡山市、田原本町
鳥取県	米子市
岡山県	津山市
広島県	呉市
香川県	坂出市
高知県	安芸市、四万十市、香美市、越知町
大分県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町
宮崎県	小林市、串間市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、伊佐市、天城町
沖縄県	浦添市、うるま市、北谷町

※ 参考2-②、参考2-③と重複がある団体は、「わたり」の制度が一部残っている団体である。

## <参考3>

# 地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約3割の団体において、地域手当を支給している。そのうち、国基準を上回る支給率である団体は、70団体。

### ○ 地域手当の支給状況(平成28年4月1日時点)

区分	地域手当 支給団体数	国基準との比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全地方公共団体	469 (26.2%)	322 (18.0%)	70 (3.9%)	79 (4.4%)	1,788
都道府県	32 (68.1%)	3 (6.4%)	2 (4.3%)	27 (57.4%)	47
指定都市	19 (95.0%)	17 (85.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	20
市町村	395 (23.3%)	279 (16.4%)	68 (4.0%)	50 (2.9%)	1,698
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23

※国の支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(2団体)が一部にみられるため、地域手当支給団体数欄から除いている。

※割合は、区分別団体数に対するものである。

### ○ 国基準を上回る支給率の団体

区分	団体数	団体名
都道府県分	2	東京都、長野県
市町村分	68	
内 訳	茨城県	1 東海村
	埼玉県	4 川口市、所沢市、戸田市、三芳町
	千葉県	6 木更津市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富里市、芝山町
	東京都	8 三鷹市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	神奈川県	12 藤沢市、茅ヶ崎市、綾瀬市、葉山町、寒川町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、清川村
	山梨県	1 昭和町
	静岡県	4 湖西市、清水町、長泉町、小山町
	愛知県	12 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、安城市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、飛島村、武豊町、幸田町
	三重県	2 朝日町、川越町
	京都府	2 大山崎町、久御山町
	兵庫県	2 稲美町、播磨町
	奈良県	1 田原本町
	香川県	1 さぬき市
	福岡県	12 筑紫野市、宗像市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町

## 地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の8割以上の団体（1,528団体／1,788団体、85.5%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

### 自宅に係る住居手当の制度のある団体（平成28年4月1日時点）

自宅に係る住居手当の制度のある団体は 260団体（14.5%）

〔対前年比：▲36団体〕

（単位：団体）

区 分	平成28年 4月1日時点	平成27年 4月1日時点	H28-H27
全 団 体	260／1,788 (14.5%)	296／1,788 (16.6%)	▲36団体
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体
指定都市	2／20 (10.0%)	4／20 (20.0%)	▲2団体
市町村	258／1,698 (15.2%)	292／1,698 (17.2%)	▲34団体
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体

※各欄において、分子は自宅に係る住居手当の制度のある団体数を、分母は区分別団体数を示す。  
 ※「制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。



<参考4-②>

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（平成28年4月1日現在）

○都道府県(0団体)

○指定都市(2団体)：神戸市、広島市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	114	178
青森県	0	40
岩手県	0	33
宮城県	0	34
秋田県	0	25
山形県	0	35
福島県	0	59
茨城県	2	44
栃木県	3	25
群馬県	0	35
埼玉県	32	62
千葉県	3	53
東京都	0	62
神奈川県	20	30
新潟県	0	29
富山県	0	15
石川県	0	19
福井県	0	17
山梨県	0	27
長野県	0	77
岐阜県	0	42
静岡県	5	33
愛知県	1	53
三重県	9	29
滋賀県	1	19
京都府	4	25
大阪府	1	41
兵庫県	11	40
奈良県	5	39
和歌山県	6	30
鳥取県	1	19
島根県	0	19
岡山県	0	26
広島県	0	22
山口県	6	19
徳島県	0	24
香川県	0	17
愛媛県	3	20
高知県	0	34
福岡県	15	58
佐賀県	0	20
長崎県	0	21
熊本県	0	44
大分県	16	18
宮崎県	0	26
鹿児島県	0	43
沖縄県	0	41
合計	258	1,721

<参考5>

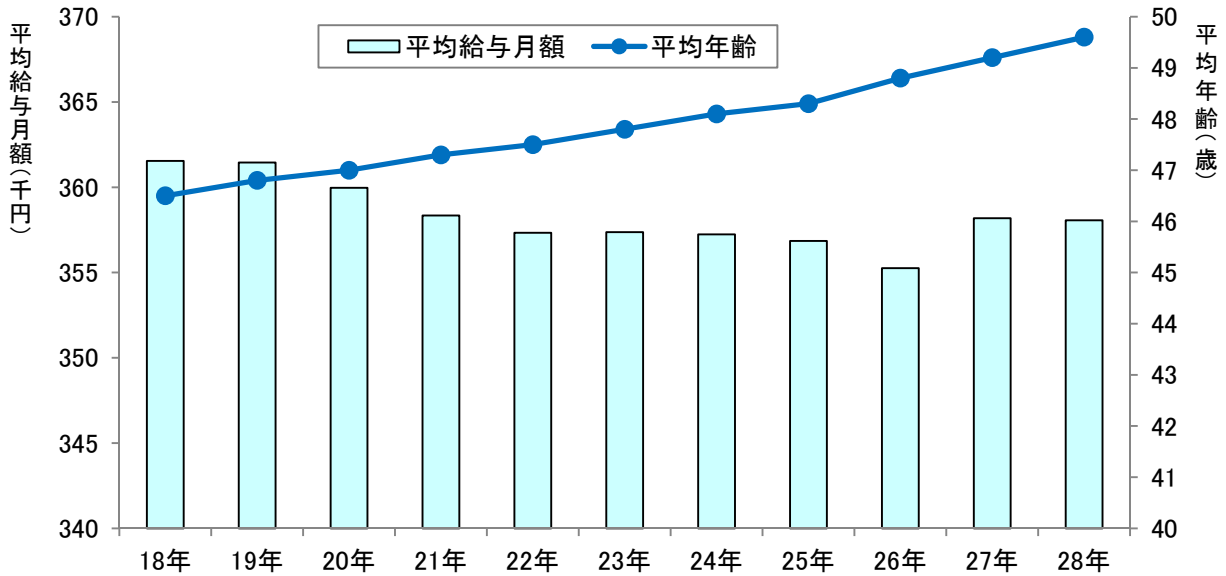
# 技能労務職員の給与について

技能労務職員の給与は、近年、平均年齢が上昇する中で抑制基調で推移している。

○ 技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分	地方公務員				国家公務員			
	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)
全地方公共 団体平均	49.6	318,209	358,060	△ 0.04	50.4	287,447	329,358	0.32
都道府県	52.0	328,683	362,610	△ 0.33				
指定都市	48.7	318,829	376,189	△ 0.36				
市	49.4	324,481	354,471	0.20				
町村	50.1	287,614	300,873	0.05				
特別区	50.7	302,022	376,495	0.02				

※1 「平均給与月額」は、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 ※2 国家公務員については、行政職俸給表(二)の数値である。



(円、歳)

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
平均給与月額	361,543	361,455	359,968	358,347	357,334	357,370	357,233	356,855	355,261	358,186	358,060
平均給料月額	325,802	324,414	322,142	319,982	319,174	319,086	318,959	319,325	318,107	320,291	318,209
諸手当月額	35,741	37,041	37,826	38,365	38,160	38,284	38,274	37,530	37,154	37,895	39,851
平均年齢	46.5	46.8	47.0	47.3	47.5	47.8	48.1	48.3	48.8	49.2	49.6

(参考)

技能労務職員の給与については、一般行政職と異なり、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、法律上、職務の内容や責任に応ずるものとしなければならないとされている(地方公営企業法第38条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条、附則第5項)。